

## 4 記載例

平成29年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書					
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市中央区二の丸1番2号			
	氏名又は称	国税 七郎	個人番号又は法人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		
区	分	支払確定年月日	支払金額		
	譲 渡	29・6・2	850	500	円
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額	
	土地	〇〇市△△町1-1	165㎡	25	000 000 円
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53			
	氏名又は称	株式会社 〇〇物産 (電話) 096-xxxx-xxxx	個人番号又は法人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		

## 第7 法定調書等の提出について

これまでに説明した法定調書を税務署に提出する場合は、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出してください。

次ページの「第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方」を参考にしてください。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが税務署から送付された合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いします。

また、e-Tax を利用して法定調書と合計表を提出した場合や、合計表の「翌年以降送付」欄の「否」に〇をした場合は、その翌年から合計表は送付されません。

### 光ディスク等による法定調書の提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる法定調書の提出が義務化されています。

なお、給与所得(及び公的年金等)の源泉徴収票の光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市区町村に提出する給与支払報告書(及び公的年金等支払報告書)についても光ディスク等又はeLTAX(地方税ポータルシステム)による提出が義務化されています。

eLTAXについては、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

### 本店等一括提出制度について

平成26年度税制改正において、支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて光ディスク等により提出(本店等一括提出)できることが、法令上明確化されました。

具体的には、支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、光ディスク等又はe-Taxにより、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります(平成26年4月1日以後に提出する承認申請書から適用されます。)

承認申請書の様式及び当該制度の詳細については、以下の国税庁ホームページをご覧ください。

(掲載場所)「国税庁ホームページ(ホーム)」>申告・納税手続>税務手続の案内>法定調書関係>[手続名]支払調書等の光ディスク等による提出申請手続